

市第21号議案

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部改正
横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 10 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（平成27年 9 月横浜市条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 5 の項中「に関する情報」の次に「、難病の患者に対する医療等に関する法律第28条第 2 項に規定する指定難病要支援者証明事業の実施に関する情報」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

利用する特定個人情報情報を追加するため、横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

別表第 2（第 4 条第 1 項及び第 2 項）

機 関	事 務	特 定 個 人 情 報
(省 略)		
5 市 長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報、 難病の患者に対する医療等に <u>関する法律第28条第2項に規定する指定難病要</u> <u>支援者証明事業の実施に関する情報</u> その他の特定個人情報であって規則で定めるもの